令 和 3 年 7 月 2 7 日 こども青少年局障害児福祉保健課

# 障害児通所支援事業所の指定取消し処分について

横浜市は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」といいます。)に基づく特別監査を実施した結果、市内の同一法人が運営する放課後等デイサービス 2 か所に関して不正請求等が認められたため、法の規定に基づき、次のとおり放課後等デイサービス事業所の指定取消し処分を行いました。

#### 1 設置者

株式会社 Big Forest (鶴見区鶴見中央 3 -22-22-102 号) 代表取締役 大森 春樹

# 2 事業所名称等

(1) 事業所名 JOY KIDS TRY 及び JOY KIDS SKY

(2) サービスの種類 放課後等デイサービス

(3) 事業所所在地

ア JOY KIDS TRY 鶴見区鶴見中央 5-7-6 ナイスアーバン鶴見中央 II 1 F イ JOY KIDS SKY 鶴見区栄町通 2-13-2 リバーサイド飯山 200 号室

(4) 指定年月日

ア JOY KIDS TRY 単位1 令和2年4月1日

単位2 令和2年5月1日

イ JOY KIDS SKY 平成31年4月1日

(5) 定 員 各10名

## 3 処分内容

(1) 処分年月日 令和3年7月27日

(2) 処 分 内 容 指定の取消し

(3) 指定取消年月日

ア JOY KIDS TRY 単位1 令和3年8月31日

単位2 令和2年5月1日(指定日に遡り取消)

## 4 処分理由

(1) JOY KIDS TRY

ア 不正又は著しく不当な行為(法第21条の5の24第10号)

職員2名について、実務経験証明書の自法人での業務期間を事実より長く記載したり、 他法人が作成するべき実務経験証明書を偽造し、児童指導員として届出を行った。

イ 不正の手段による指定(法第21条の5の24第8号)

指定申請時に人員配置基準を満たすため、職員1名について虚偽の児童指導員の要件 確認書類を提出して、不正に指定を受けた。

# ウ 不正請求 (法第21条の5の24第5号)

虚偽の児童指導員の要件確認書類の提出や勤務予定のない職員1名を児童指導員として届け出る事により、不正に障害児通所給付費や児童指導員等加配加算の請求を行った。

# エ 虚偽の答弁 (法第21条の5の24第6号)

特別監査時や事情聴取時において、児童指導員の実務経験証明書の入手経過について自法人で偽造したにもかかわらず、別法人が作成したものとして事実と異なる答弁を行った。

#### (2) JOY KIDS SKY

#### ア 不正又は著しく不当な行為(法第21条の5の24第10号)

職員3名について、実務経験証明書の自法人での業務期間を事実より長く記載したり、 他法人が作成するべき実務経験証明書を偽造し、児童指導員として届出を行った。

## イ 不正請求 (法第21条の5の24第5号)

虚偽の児童指導員の要件確認書類を提出したほか、職員3名の勤務体制を偽るなどして、不正に児童指導員等加配加算及び福祉専門職員配置等加算の請求を行った。

# ウ 虚偽の答弁(法第21条の5の24第6号)

特別監査時や事情聴取時において、児童指導員の実務経験証明書の入手経過について 自法人で偽造したにもかかわらず、別法人が作成したものとして事実と異なる答弁を行った。

#### 5 返還を求める額(現時点で把握している額)

「JOY KIDS TRY」「JOY KIDS SKY」ともに平成 31 年 4 月から令和 3 年 2 月にかけて不正に請求し受領していた障害児通所給付費について、今後下表のとおり法第 57 条の 2 第 2 項に基づき、返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じた額を加算して返還を求めます。あわせて、利用者負担についても返還を指示します。

	給付費の返還予定額			利用者への返還予定額
	不正請求額	加算額	合計	刊用有"VV区图 」" 足假
JOY KIDS TRY	13, 287, 708 円	5, 315, 083 円	18,602,791 円	376, 422 円
JOY KIDS SKY	5, 291, 124 円	2,116,450円	7,407,574 円	42,616 円
合計	18, 578, 832 円	7, 431, 533 円	26,010,365 円	419, 038 円

#### 6 今後の利用について

「JOY KIDS TRY」は現在運営を休止しており利用者はいません。「JOY KIDS SKY」は令和3年8月31日で当該法人による運営を終了し、令和3年9月1日以降は他の法人へ運営を承継される見込みとなっています。

# お問合せ先

こども青少年局障害児福祉保健課長 及川 修 Tel 045-671-4277

#### 【参考】児童福祉法(昭和22年法律第164号・抜粋)

- 第 21 条の5の 24 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指 定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定 めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
  - 五 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。
  - 六 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - 八 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第二十一条の五の三第一項の指定を受けたとき。
  - 十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に関し不正 又は著しく不当な行為をしたとき。
- 第57条の2 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費(以下この章において「障害児通所給付費等」という。)の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
- 2 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不 正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支 給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対 し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額 を支払わせることができる。